

東北地方整備局（港湾空港関係）

## 電子入札運用基準

（建設工事及び建設コンサルタント業務等）

平成15年4月

平成16年4月一部改正

平成17年1月一部改正

令和3年4月一部改正

## 電子入札運用基準 目次

|  |   |
|--|---|
| 1. 紙入札承諾の基準                                    |   |
| 1-1 当初から紙入札での参加を認める基準                          | 1 |
| 1-2 電子入札から紙入札への変更を認める基準                        | 1 |
| 1-3 紙入札に移行する場合の取扱い                             | 1 |
| 2. 案件登録  |   |
| 2-1 各受付期間等の設定                                  | 2 |
| 2-2 公告日／公示日以降の案件の修正及び手順                        | 2 |
| 2-3 紙入札への切替時の処理                                | 2 |
| 3. 技術資料  |   |
| 3-1 使用アプリケーション及びバージョンの指定                       | 2 |
| 3-2 圧縮方法の指定                                    | 3 |
| 3-3 郵送を認める基準                                   | 3 |
| 3-4 郵送の方法及び時間設定                                | 3 |
| 3-5 ウィルス感染ファイルの取扱い                             | 3 |
| 4. 工事費内訳書等                                     |   |
| 4-1 使用アプリケーション及びバージョンの指定                       | 4 |
| 4-2 圧縮方法の指定                                    | 4 |
| 4-3 郵送を認める基準                                   | 4 |
| 4-4 郵送の方法及び時間設定                                | 4 |
| 4-5 ウィルス感染ファイルの取扱い                             | 5 |
| 4-6 開札前における内訳書の内容の確認                           | 5 |
| 4-7 入札書への提案値の添付                                | 5 |
| 5. 開札  |   |
| 5-1 入札書の提出等                                    | 5 |
| 5-2 再入札等の受付時間の設定基準及び開札の時期                      | 5 |
| 5-3 開札が長引いた場合の入札参加者への連絡                        | 5 |
| 5-4 電子くじの周知                                    | 6 |
| 5-5 入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い | 6 |
| 5-6 発注者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い       | 7 |
| 5-7 入札書未送信かつ連絡のない入札参加者の取扱い                     | 7 |
| 5-8 落札者がいないときの随意契約（以下「不落随契」という。）についての意思確認連絡方法  | 7 |

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 6. 公開検証機能における公開基準                 | 7  |
| 7. 入札情報サービス（P P I）上の取扱い           |    |
| 7-1 電子入札対象案件の明示                   | 7  |
| 7-2 入札公告登録                        | 8  |
| 7-3 入札結果登録                        | 8  |
| 8. 入札参加者の I C カードの取扱い（代表者の権限の委任等） |    |
| 8-1 電子入札を利用することができる I C カードの基準    | 8  |
| 8-2 個別案件における委任の取扱い                | 9  |
| 8-3 経常建設共同企業体における I C カードの取扱い     | 9  |
| 8-4 特定建設工事共同企業体における I C カードの取扱い   | 9  |
| 8-5 I C カードの資格等確認                 | 10 |
| 8-6 受任者との契約締結等                    | 10 |
| 8-7 I C カードの変更                    | 10 |
| 8-8 I C カード不正使用等の取扱い              | 10 |
| 様式 1 紙入札方式参加承諾願                   | 12 |
| 様式 2 年間委任状                        | 13 |
| 様式 3 I C カード変更承諾申請書               | 14 |

## 東北地方整備局(港湾空港関係)電子入札運用基準 (建設工事及び建設コンサルタント業務等)

### 1. 紙入札承諾の基準

#### 1-1 当初から紙入札での参加を認める基準

発注者(本官・分任官)は、入札(見積を含む。以下同じ。)に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)から、紙入札方式参加承諾願(様式1)が提出されたときは、次の各号に該当する場合に限り、従来の紙による入札(以下「紙入札」という。)を承諾するものとする。

- 一 W T O対象案件において、紙入札を希望する場合
- 二 入札参加者側にやむを得ない事由があると認められる場合

＜やむを得ない事由の例示＞

- ①電子証明書(以下「I Cカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、I Cカード再発行の申請(準備)中の場合
- ②電子入札導入の準備を行っているが、間に合わなかった場合

#### 1-2 電子入札から紙入札への変更を認める基準

電子入札システムによる入札(以下「電子入札」という。)による手続の開始後、入札参加者から紙入札への変更を求められた場合、やむを得ないと認められる事由により電子入札の続行が不可能であり、かつ全体の入札手続に影響がないと認められる場合についてのみ、当該入札参加者について、電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。

＜やむを得ない事由の例示＞

- ①システム障害により締切に間に合わない場合
- ②I Cカードが失効、閉塞、破損等で使用不可となった場合

#### 1-3 紙入札に移行する場合の取扱い

前項の規定により、紙入札への変更を認めた場合は、当該入札参加者について、すみやかに紙入札により入札に参加する業者(以下「紙入札業者」という。)として登録するものとし、当該入札参加者に対し、紙入札業者としての登録後においては電子入札にかかる作業を行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、別途の交付又は受領手続を要しないものとする。

## 2. 案件登録

### 2-1 各受付期間等の設定

開札予定日時は、入札書受付締切予定日時の翌日を標準とするものとする。

内訳書開封予定日時は、事前準備に要する最低時間を勘案し、時間設定をする。

その他の期間等日時の設定にあたっては、各入札方式とも従来の紙入札における運用に準じて設定するものとする。

### 2-2 公告日／公示日以降の案件の修正及び手順

公告日及び公示日以降において、案件登録情報のうち、所在地・品目分類・入札方式・工種区分・入札時V/E有無・落札方式・評価項目名称・工事コンサル区分・内訳書提出有無について錯誤が認められた場合には、以下の手順によりすみやかに案件の再登録を行うものとする。

- ① 錯誤案件に対して技術資料等の提出が行われるのを防ぐため、締切日時の変更を行う。  
(修正例：受付開始日時13:00 同締切日時13:01)
- ② 件名に追記入力した修正登録を行い、錯誤案件である旨を入札参加者に示す。  
(修正例：「本案件は、登録錯誤につき取り消し、同一案件名称により再登録」)
- ③ 新規の案件として改めて登録する。
- ④ 既に技術資料の提出があった入札参加者に対しては、確実に連絡の取れる方法で連絡を行い、改めて登録した案件に対して技術資料を送信するように依頼する。

### 2-3 紙入札への切替時の処理

特段の事情により発注者が当該案件を電子入札から紙入札へ切替えるに至った場合には、当該案件名に「(紙入札に移行)」と追記変更し、以降当該案件にかかる電子入札システム処理を行わないものとする。

## 3. 技術資料

### 3-1 使用アプリケーション及びバージョンの指定

技術資料の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は下記のとおりとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

| 番号 | 使用アプリケーション      | 保存するファイル形式  |
|----|-----------------|---|
| 1  | 一太郎             | 発注者が指定する形式(入札説明書による)                                  |
| 2  | Microsoft Word  | 発注者が指定する形式(入札説明書による)                                  |
| 3  | Microsoft Excel | 発注者が指定する形式(入札説明書による)                                  |
| 4  | その他のアプリケーション    | PDFファイル<br>画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式)<br>上記に加え特別に認めたファイル形式 |

### 3-2 圧縮方法の指定

ファイル圧縮を認める場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。  
ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

### 3-3 郵送を認める基準

技術資料の容量が入札説明書等により発注者が指定する容量を超える場合には、原則として郵送による提出を求めるものとする。

また、案件の特性等により、すべての電子入札による入札参加者に対して郵送での提出を求めることができるものとする。

### 3-4 郵送の方法及び時間設定

郵送での提出を認める場合には、必要書類の一式を郵送するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。また、郵送による提出を認める場合は、電子入札システムにより、技術資料として下記の内容を記載した書面の送信を求めるものとする。

- 1 郵送する旨の表示
- 2 郵送する書類の目録
- 3 郵送する書類のページ数
- 4 発送年月日

郵送の締切（必着。以下同じ。）は、電子入札システムの締切の日時と同一とする。また郵送にあつては、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用させるものとし、郵送された資料を受領した場合にはすみやかに電子入札システムによる受付票の発行を行うものとする。

### 3-5 ウィルス感染ファイルの取扱い

入札参加者から提出された技術資料へのウィルス感染が判明した場合、直ちに閲覧等中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議するものとする。

電子ファイルによる再提出は、入札参加者において完全なウィルス駆除が行えると判断される場合に限り許可するものとし、郵送等による再提出が行われた場合には、発注者は郵送等された資料の受領確認後、電子入札システムによる受付票の発行を行うものとする。

























